

商品券の使える
取扱店は村内80軒!

第3弾 がんばろう！原村応援商品券について

8月初旬より、村内取扱店で使える商品券を皆さんに郵送します。昨年に引き続き第3弾となる商品券で、今回は村内に住所を有する方(令和3年7月1日現在)おひとりにつき3000円をお送りします。新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けている住民の皆さんや村内事業者を応援し、地域経済を活性化するためのものです。



利用期限
11/30

商品券取扱店



村施設で使える無料券も同封しています

商品券をお送りする封筒には、八ヶ岳自然文化園、八ヶ岳美術館、もみの湯で使える無料券を同封します。この機会にぜひ村施設をめぐってお楽しみください。

商工観光課 ☎79-7929 (直通)

店頭に掲げられた
シールに注目!

新型コロナ対策をしているお店です



村や県では新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎながら経済活動を継続するために、独自のガイドラインを策定しています。下記のマークは、感染予防対策をしている事業者である証で、利用者の皆さんにとっては安心して利用できるかどうかの、判断基準のひとつになるでしょう。

詳細は村・県のホームページをご覧ください。



原村あんぜん宣言認証店

医師監修のもと策定した村独自の安全認証基準です。ペンションなど村特有の施設にも対応したガイドラインです。申請した事業者にはミニのぼりとステッカーをお渡ししています。

原村あんぜん
宣言認証店



原村観光連盟 ☎79-7072



新型コロナ対策推進宣言の店

対人距離の確保や手指の消毒など、自ら感染症予防のための対策を検討し行っている事業所です。対策案の策定に迷う方は商工会で助言・指導が受けられます。

推進宣言の店



原村商工会 ☎79-4738



信州の安心なお店認証制度

感染予防のための具体的な課題に沿った対策をし、巡回員による現地確認も受けています。認証を受けられる業種が限られますが、プレミアム付きクーポン券の発行・利用ができます。

クーポン券発行
事業者の申請締切
9/30 (予定)

信州の
安心なお店



信州の安心なお店応援キャンペーン事務局

事業者の方 ▶ ☎026-217-5219 利用者の方 ▶ ☎026-217-5132

事業者の皆さま

村独自の給付金を 受けられる場合があります

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経営に影響を受けている村内の中小企業者(農業者は除く)に、事業の継続を支援するため、村独自の給付金を支給しています。

給付金の対象となるには要件があります。

原村第2弾 事業継続特別給付金

昨年度の事業継続特別給付金を受けた方も再度受けられます。
令和元年～2年に開業した方も対象となります。

給付金額

5万円

を超えない範囲



該当ページ
QRコード

給付金の対象となる要件は3つです!

- 1 村内の中小企業者(農業者は除く)で、今後も事業を継続する意思のある次の事業者。
 - 法人 村長に法人等の設立(設置)異動等申告書を提出している方
 - 個人事業主 村内で事業活動を行っている方
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年の売上高または事業収入額が令和元年に比べ20%以上減少した事業者。令和元年及び、令和2年に創業し前年との比較ができない場合は、月の平均収入、創業計画時の売上目標等により算出します。
 - ▶ 暴力団または暴力団員でないこと
 - ▶ 宗教団体又は宗教上の組織でないこと
 - ▶ 政治団体でないこと
 詳しくは村ホームページをご覧ください
- 3

原村創業者 事業継続特別給付金

令和2年4月以降に開業した方が対象の給付金です。

給付金額

10万円



該当ページ
QRコード

給付金の対象となる要件は3つです!

- 1 村内で令和2年4月1日以降に開業した中小企業者(農業者は除く)で、今後も事業を継続する意思のある次の事業者。
 - 法人 村長に法人等の設立(設置)異動等申告書を提出している方
 - 個人事業主 村内で事業活動を行っている方
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年の売上高または事業収入額が創業計画の売上目標等に比較し20%以上減少した事業者。ただし、令和2年度原村事業継続特別給付金の支給決定を受けた方は対象外です。
 - ▶ 暴力団または暴力団員でないこと
 - ▶ 宗教団体又は宗教上の組織でないこと
 - ▶ 政治団体でないこと
 詳しくは村ホームページをご覧ください
- 3

8月から新しい被保険者証で 受診してください

問 保健福祉課 医療給付係 ☎ 79-7926 (直通)

国民健康保険加入者のみなさんが現在使用している被保険者証(空色)は、令和3年7月31日で有効期限が切れますので新しい被保険者証をお送りいたします。

・新しい被保険者証の色は、「うぐいす色」です。



・令和3年8月1日からは新しい被保険者証をご使用ください。
・70歳以上75歳未満の方は、「被保険者証兼高齢受給者証」です。

・有効期限は、令和4年7月31日です。(下記の場合は異なります)

- 70歳になる方は、誕生月末日まで(誕生日が1日の場合はその前月末日まで)^{*1}
 - 75歳になる方は、75歳の誕生日の前日まで^{*1}
- ^{*1} 期限が近づきましたら新しい被保険者証が届きます

・被保険者証の裏面には、臓器提供に関する意思表示を行う欄があります。こちらに記入することで、臓器提供の意思表示をすることができます。記入後は、被保険者証台紙に張り付けられている個人情報保護シールを貼ってください。
・古い被保険者証は裁断して破棄していただくか、役場1階保健福祉課医療給付係までご返却ください。

他の公的医療保険(職場の健康保険等)に加入されている場合は…

すでに他の公的医療保険に加入されている方は、原則14日以内に国保脱退の届け出を行ってください。

届出が遅れると…

・国保税(料)を重複して支払っている場合があります。
・国保の資格のない期間に国保の被保険者証を使用したときは、国保が負担した医療費を返還していただく場合がありますので他の公的保険の加入日からは、国保の被保険者証は使用しないでください。
・国民健康保険資格喪失後の被保険者証の回収にご協力ください。

届出に必要なもの

- ① 国保及び新たに加入した社保の被保険者証(国保を脱退する全員分)
- ② 本人確認書類
- ③ 印鑑
- ④ 個人番号がわかるもの(世帯主及び被保険者分)



原村の魅力をPRできる商品を募集しています

「原ブランド特産品」の商品認定について

村では、村内のすぐれた特産品を「原ブランド特産品」として認定していきます。認定された特産品について広く発表し、積極的に情報発信・販売戦略等を行なっていきます。特産品の魅力により、村の認知度やさらなるイメージアップを図り、地域経済を活性化することが目的です。この「原ブランド特産品」として認定を希望する商品(製品)を募集します。

お問い合わせ 商工観光課 ☎ 79-7929 (直通)

● 原ブランド特産品の条件 3つの条件のうちいずれかに該当するもの

1. 村の農産物を活用した加工品や製品

2. 村の地域資源や魅力を発信できる商品

3. 村の伝統的な文化や風習を生かした商品

● 申請できる方

村内に住所または事業所があり、申請商品を生産・製造または販売している法人・団体・個人のうち、下記すべてに該当する方。

1. 申請商品の生産・製造・販売等に必要な許認可を取得(見込)していること
2. 申請商品の生産・製造・販売等に関し第三者の産業財産権等に損害を与えないこと
3. 暴力団および暴力団員でないこと
4. 村税の滞納がないこと

● 審査について

村長から委嘱された審査委員の皆さんによる「原ブランド特産品認定審査委員会」を開催し、委員2/3以上の賛成で認定とします。

「原ブランド特産品」認定の基準・審査内容(下記いずれか。複数該当が好ましい)

地域性 (原村らしさ)	<ul style="list-style-type: none"> ・村内で生産された農産物等が活用されている。 ・村の伝統的な文化や風習が活用されている。 ・生産・製造・販売等の過程でより多くの村内事業者が関わっている。
独自性・創造性	<ul style="list-style-type: none"> ・類似商品と比較し、個性や特長、付加価値などが認められる。
信頼性・安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・品質の維持・管理・向上のための取組みをしており、技術・流通・検査等の体制が整っている。
品質・技術力	<ul style="list-style-type: none"> ・素材の活かし方や製造技術が優れている。 ・品質が優れている。
市場性・将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・保存性・包装・量・価格等について、土産品として適切であり、将来的に流通していく見込みがある。

● 認定商品について

認定事業者には「原ブランド特産品認定証」が交付されます。

認定の有効期間中は、認定品やその包装・容器には認定の「原ブランド認定マーク」を表示できます。

- ・認定マークの表示に要する費用(シール作成や印刷等)は原則として認定事業者が負担してください。
- ・認定の有効期間は、認定した日から2年を経過する日の属する年度の末日までです。有効期間は満了日30日前までに更新申請書を提出することにより延長できます。
- ・認定事業者は毎年度、認定品の生産量や販売額の実績を報告する必要があります。
- ・認定品の生産・製造・販売等を通じて積極的に「原ブランド」のイメージ向上に努めてください。

● 申請について

申請書に必要な書類を添えて提出してください。申請書を提出できるのは同一年度内で1事業者につき2点までです。

(申請書類は村HPでダウンロードするか商工観光課窓口でお問い合わせください)

村ホームページ

原ブランド 検索



あってよかった！

マイナンバーカード



マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん



【対象者】
令和3年4月末までに
マイナンバーカード
申請された方

マイナポイントの 申し込みは9月末まで！

令和3年4月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った方については、令和3年9月末までにマイナポイントの申し込みおよびキャッシュレス決済サービスをご利用いただくことで、マイナポイントを取得することができます。

マイナポイントとは

マイナポイントは、マイナンバーカードを利用してマイナポイントの申し込みを行った方を対象に、民間キャッシュレス決済サービスへのチャージ等に応じて国が1人あたり最大5,000円分付与するものです。

■マイナポイントの手続きに必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・利用者証明用電子証明書（暗証番号（数字4ケタ）
- ・キャッシュレス決済サービスのIDやセキュリティコードなどが必要な場合があります。
- ・事前にキャッシュレスサービスへの登録が必要な場合があります。

■ポイントの付与（取得）

登録したサービスでのチャージまたは買い物で、最大5,000円分のマイナポイント（支払金額の25%）がもらえます。ただし、予約者が5,000万人に達した時点で締め切られます。

マイナポイント申し込み支援

マイナポイントの申し込みはご自宅でもできますが、ICカードリーダーや対応スマートフォンが必要になります。

村では、ご自宅での申し込みが行えない方のために申し込み支援を実施しています。

■支援内容

マイナポイントの申し込みができるパソコンを1台設置しています。

- ・日時 平日【午前8時30分～午後5時】
- ・場所 役場1階 住民財務課住民係



暮らしを便利に！
マイナンバーカード！
申請はお早めに！！

マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます！

スマートフォン

- 1 スマホで顔写真を撮影
- 2 スマホで交付申請書のQRコードを読み取る
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

パソコン

- 1 カメラで顔写真を撮影
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

証明用写真機

- 1 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- 4 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

郵便

- 1 交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

カードの仕上がりが早いスマホでの申請がおすすめ！

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

交付申請書をお持ちでない方は、マイナンバーカード 郵便

- 1 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！プリントアウトしてご利用ください。
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- 2 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

マイナンバーカードの申請方法はこちら

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分
年末年始を除く

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付



マイナンバーカードは安全です！



なりすましはできません

顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。

マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません

マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難です。



他人が悪用できないようになっているんだね！

オンラインの利用には電子証明書を使います
マイナンバーは使いません

プライバシー性の高い個人情報は入っていません

ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記載されません。健康保険証として利用する場合でも、特定健診情報や薬剤情報などがICチップに入ることはありません。

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

万全のセキュリティ対策

マイナポイントの申し込みはセブン銀行ATMでも可能です！

- お持ちのスマートフォンがマイナポイントアプリ（予約・申込みに必要な専用アプリ）に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

セブン銀行ATMなら原則24時間365日、操作はカンタン！

ATMでのマイナポイント申込みにあたって

申込みに必要なもの



マイナポイントのATM申し込みについて
くわしくはこちら

申し込みする前の最終チェック

- 申込みをする決済サービスを決めた
普段よく使う決済サービスなどの中から、1つ決めて申し込みましょう。
※ATMによるマイナポイントの申込みができない決済サービスもあります。
- 申込みをする決済サービスのホームページ等を確認した
申込み前に、Web等で事前登録が必要な決済サービスもあります。
- 決済サービスID、セキュリティコードの入力方法を確認した
申込みの際には、決済サービスIDやセキュリティコードの入力が必要です。申込みする決済サービスのホームページ等で、決済サービスIDやセキュリティコードの入力方法について事前にご確認いただくと、操作がスムーズです。
※一部の電子マネーでは決済サービスID、セキュリティコードの入力は不要です。